

策定年月日	平成 6 年 3 月
変更年月日	平成 7 年 7 月
変更年月日	平成 1 4 年 1 2 月
変更年月日	平成 1 8 年 7 月
変更年月日	平成 2 2 年 5 月
変更年月日	平成 2 6 年 9 月
変更年月日	令和 3 年 3 月
変更年月日	令和 5 年 9 月

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

令和 5 年 9 月

岩 美 町

第1 農業経営基盤の強化に関する目標

1. 岩美町は、鳥取県東部の中山間地に位置し、大部分の農家が占める水稻を中心とした水田等土地利用型農業と一部農家による果樹、野菜及び酪農・肥育で農業生産を展開してきたが、近年では、経営の多様化が進み、花き、果菜類等の施設園芸作物、飼料用作物及び白ネギ・ブロッコリー等の栽培が一部の農家で行われている。

今後は、地域の特性を活かした営農と高収益性の作目、作型を確立し、担い手を中心に導入して、地域として産地化を図ることとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家へ農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「農地中間管理事業法」という。）第2条第4項に規定する農地中間管理機構）を活用し農地の利用集積を促進するとともに、施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

2. 本町の農業構造については、農家1戸あたりの耕地面積が少なく、気象的条件、地理的条件、就業条件、農業を取り巻く不安定な情勢等様々な要因により兼業農家が増加してきたが、兼業農家の高齢化も進み、機械更新時や世代交代等を機に急速な農地の流動化による中核的担い手への利用集積が進んでいる。

一方、中山間地域においては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地について、一部遊休農地となっており、近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手の規模拡大が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

こうした中で、継続した農地の維持・管理に向けて、集落営農の組織化及び法人化、既存の組織の維持・発展への推進を図るとともに、他産業からの多様な担い手の育成等による担い手の確保を進めていく。また、必要に応じて鳥取県農業経営就農支援センター等の協力を得て、認定農業者をはじめとする担い手の経営状況の自己チェック及び法人化、労務管理、農地集積等のフォローアップを推進する。

3. 本町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする者又は農業経営を行う法人が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人あたりおおむね360万円）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

さらに、これらの基礎として地域計画の策定に向けた取組が重要であり、地域での話し合いにより担い手となる農業者や集落営農組織を育成し、農地中間管理機構を活用しながら、農地集積、集団化を進める機運の醸成を関係機関とともに図っていくこととする。

4. 本町は、将来の本町農業を担う若い農業経営者の意向、その他農業経営に関する基本的条件を考慮し、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るための自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たっては、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、本町は、町、岩美町振興公社、農業協同組合、農業委員会、農業改良普及所等が相互の連携のもとで濃密な指導を行うための体制として、岩美町農業再生協議会を設置することにより、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にする地域計画の策定のため徹底した話し合いを促進する。更に、効率的かつ安定的な経営を目指

す農業者や、営農集団等に対して、経営診断、経営改善方策の指導等を行い、集落及び地区における地域農業の将来展望と、担い手となる経営体の明確化を図っていく。今後は、この地域計画の中で明確化された地域の中心となる経営体を育成するとともに、これら経営体への低コスト化や農商工連携などの経営の多角化、農地の集積による効率的な経営を支援し、経営基盤の強化を図る。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成に向けて、農業経営相談所とも連携して地域の実情に合わせた農業経営の育成を図る。また、土地利用型農業により発展を図ろうとする意欲的な農業者等に対しては、現在実施している農業委員会を核とした農地の利用集積に係る情報の収集・分析活動を一層活発化し、農地中間管理機構、農業委員会及び岩美町振興公社などによる掘り起こし活動を強化して、農地中間管理事業（農地中間管理事業法第2条第3項に規定する農地中間管理事業）により農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、農地中間管理機構及び農業委員会が中心となり、土地利用調整を全町的に展開して、農地集積、集約化した条件で担い手に農地が利用集積されるよう努める。

特に、農地の利用集積を進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた家族経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）を地域計画における地域内の農業を担う者に位置付けるとともに、農地中間管理事業を活用し、農地集積の円滑な推進が図られるよう積極的に取り組んでいく。この「人・農地プラン」の推進組織として、町、岩美町振興公社、農業協同組合、農業委員会、農業改良普及所等関係機関で構成する岩美町人・農地チーム会議を設置し、担い手と農地に関する幅広い問題を解決するための体制を構築してきたところである。

水田農業等土地利用型農業が主である地域で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、「人・農地プラン」の実質化を始めとする地域の実情に応じた農地の利用集積の取組を推進する。その際には、地域での話し合いと合意形成を促進し、中心経営体等の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者及び認定新規就農者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農地の利用集積の方向性を具体的に明らかにする。特に、認定農業者等担い手が不足する地域においては、集落営農組織の設立又は企業、I・J・Uターン者の参入、定年退職者の活用等、意欲ある多様な担い手による農業への新規参入の促進及び農地の有効利用の確保を図る。

また、併せて集約的な農業経営の展開を助長するため、農業改良普及所の指導のもとに、園芸施設の効率的利用を目的とした年間の品種構成の改善による高収益化及び作業の効率化、新規作物の導入を推進するものとする。

なお、効率的かつ安定的な農業経営体と販売農家、自給的農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確にし、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を効率的かつ安定的な農業経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による認定農業者への農地集積はもちろんのこと、農地中間管理機構を始めとした関係機関及び関係団体の協力を得て、制度の積極的活用を図る。

5. 生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、組織の再編及び広域化、技術研修の実施によるオペレーターの育成、作業受委託の促進等を図ることにより、地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

また、農地の一体的管理を行なう集落営農組織について、リーダー、役員等運営を担

う人材の若返りを推進し、既存の組織の維持・発展を推進するとともに、認定農業者の不足する地域においては、新規組織の設立を検討していく。

なお、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進するとともに、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

6. 法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成策の中心に位置付け、農業委員会等の支援による農地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、関係機関にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

7. 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標

(1) 新規就農の現状

本町の新規就農者数は、近年、2年に1名程度の傾向にあるが、施設園芸等による高収益作物の作付推進と絡め、従来からの町振興作物である白ねぎの生産量の維持・拡大の担い手として育成していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

鳥取県農業生産1億円達成プラン及び鳥取県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標80人を踏まえ、本町においては2年で1人の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本町及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の7割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得おおむね250万円）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構及び岩美町振興公社をはじめ関係団体等と連携して、研修先の確保から、農地については、地域の実情を踏まえ、新たな担い手の確保の観点から下限面積要件の引き下げについて配慮を行い、農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業改良普及所、指導農業士、農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

8. 本町は、農業委員会、岩美町振興公社、農業協同組合及び農業改良普及所等で構成する岩美町農業再生協議会を設置し、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、認定

新規就農者、農地所有適格法人等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営管理方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

営農類型	作 目	適用地域	備考
個人経営体		全町	
水稲営農Ⅰ型	水稲＋白ねぎ＋作業受託		
水稲営農Ⅱ型	水稲＋WCS 用稲＋花壇苗		
水稲営農Ⅲ型	水稲＋飼料用米＋作業受託		
水稲営農Ⅳ型	水稲＋飼料用米＋大豆＋白ねぎ＋作業受託		
施設野菜	施設野菜・水稲		
施設野菜	イチゴ		
果樹	梨		
乳用牛	乳用牛		
肉用牛	肉用牛（和牛肥育）		
菌床栽培	キクラゲ＋シイタケ＋ナメコ		
組織経営体			
水稲営農Ⅱ型	水稲＋W C S 用稲＋飼料用米＋大豆		
水稲営農Ⅲ型	水稲・大豆・作業受託		

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

営農類型	作 目	適用地域	備考
水稻営農Ⅰ型	水稻＋飼料用米	全町	
水稻営農Ⅱ型	水稻＋白ねぎ＋飼料米		
露地野菜Ⅰ型	白ねぎ		
施設野菜Ⅰ型	トマト＋ホウレンソウ		
施設野菜Ⅱ型	イチゴ		
果樹Ⅰ型	梨		

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本町の主要作物である水稻などの農畜産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展

に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、農業改良普及所、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受け入れ体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、岩美町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備等の支援を行う。

2 市町村が主体的に行う取組

本町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業改良普及所や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた（研修の実施や研修農場の整備）、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

さらに、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本町は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 県農業会議、県農地中間管理機構、町農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のため情報収集・相互提供

本町は、農業協同組合等と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、

研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、町の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、県中間管理機構、町農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

- 1 上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標		備 考
10年後 (令和10年)	66.0% (513ha)	

○面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

- 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農地の利用の集積に関する目標等を達成するために、関係機関及び関係団体の綿密な連携の下、地域の農地の利用集積の対象者（農地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然条件、営農類型等の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向をふまえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、岩美町は農地中間管理機構をはじめとした関係機関及び関係団体とともに、農地集積の円滑な推進が図られるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

具体的には、人・農地チーム会議における関係機関及び関係団体相互の調整機能を強化し、岩美町農業再生協議会その他の推進組織との連携を図るとともに、農業委員会の農地利用最適化の推進（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進による農地利用の効率化・高度化の促進）の業務の中でも、地域の農業関係者の合意形成を図るよう努めることとする。

なお、農地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本町は、鳥取県が策定した「農業経営基盤強化促進に関する基本方針」の第6「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の2の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、本町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業
- ② 利用権設定等促進事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ 新たに農業経営を営もうとする農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。なお、本町は、特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1. 地域計画推進事業に関する事項

(1) 協議の場の設置方法

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である水稻の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、町の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。参加者については、農業者、町、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県、岩美町振興公社、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うための窓口を農林水産課に設置する。

(2) 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、そのうえで様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) その他地域計画達成に資するための事業に関する事項

本町は、地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

また、農地中間管理事業等の実施を促進する事業については、地域計画の達成に資するよう積極的な取組を行い、農地の集積・集約化に努めるものとする。

2. 利用権設定等促進事業に関する事項

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による経過措置期間中においては、各区域に地域計画が策定されるまでの間、その策定等に配慮しつつ、利用権設定等促進事業を活用し、農用地の集積・集約化を進めることができる。

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合における開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

（オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権の移転を受ける場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である場合、公共事業の施行に伴い用地買収を受ける者が、農業を維持していくために代替地を取得する場合、認定新規就農者等が農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他農業経営の合理化に資する施設の用に供する場合等特別な事情がある場合等、特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、貸借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構が農地中間管理権を取得する場合又は法第7条第1号に掲げる農地中間管理機構の事業の特例事業の実施によって利用権の設定等を受ける場合又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは、農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業

務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下、「政令」という。）第3条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

（2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、貸借の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算出基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

（3）開発を伴う場合の措置

- ① 本町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号）様式第7号による開発事業計画書を提出させる。

- ② 本町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期期

- ① 本町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 本町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めることとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 本町農業委員会は、認定農業者で利用権の認定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、本町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 本町の全部又は一部、その地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本町は、(5)の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①及び②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等促進事業の調整が調ったときは、本町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能

力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
 - ② ①に規定する者が利用権の設定等（（１）の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
 - ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
 - ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
 - ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
 - ⑥ ①に規定する者が（１）の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後３月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和５５年農林水産省令第３４号、以下、「規則」という。）第１６条の２各号で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
 - （ア）農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - （イ）原状回復の費用の負担者
 - （ウ）原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - （エ）貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況
- （８）同意
- 本町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、（７）の②に規定する土地ごとに（７）の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者すべての同意を得る。
- ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が２０年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について２分の１を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。
- （９）公告
- 本町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（５）の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち、（７）の①から⑥までに掲げる事項を本町の掲示板への掲示により公告する。
- （１０）公告の効果

本町が（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

本町は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（規則第１６条の２）があった場合は、その写しを農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

本町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借貸又は対価の支払い等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（９）の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた（１）の④に規定する者（法第１８条第２項第６号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認められるとき。

- ② 本町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア （９）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた（１）の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

- ③ 本町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を所定の手段により公告する。

- ④ 本町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

- ⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあつせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理機構の事業の特例事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、岩美町振興公社又は農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正か

つ効率的な利用の確保に努めるものとする。

3. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の促進

本町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

なお、農用地の効率的かつ安定的な利用に支障を来たさない限り、集落の一部を除外することができる。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア. 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ. 農用地利用改善事業の実施区域

ウ. 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ. 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ. 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ. その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等を組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を本町に提出して、農用地利用規程について本町の認定を受けることができる。

② 本町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア. 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ. 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ. (4)のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ. 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本町の掲示板への提出により公告する。

- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。
- (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定
- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成する観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア. 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- イ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- ウ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 本町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
- ア. ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
- イ. 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規定（以下「特定農用地利用規定」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。
- (7) 農用地利用改善団体の勧奨等
- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は

農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 本町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、岩美町振興公社等の指導、助言を求めてきたときは、岩美町農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4. 岩美町振興公社が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本町は、地域計画実現に当たっては、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア. 岩美町振興公社その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ. 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は中核的農家群の育成
- ウ. 農作業、農業機械利用の効率化を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発
- エ. 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ. 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ. 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 岩美町振興公社による農作業の受委託の斡旋等

岩美町振興公社は、農作業受委託の斡旋窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の7(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

- ア 受入環境の整備

新規就農希望者に対し、準備型研修機関や農業改良普及所、農業協同組合などと連携しながら就農相談会を開催し、町内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。

また、町内の農業法人や先進農家等と連携した、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入を行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

岩美町農業再生協議会が主体となって農業大学校や農業改良普及所、岩美町振興公社、農業委員、指導農業士、農業協同組合等と連携・協力して研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農希望者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのため岩美町認定農業者協議会との交流の機会を設ける。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる指導に限らず、集落が開催する直売市への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プラン（地域計画が策定された地域については地域計画）との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、次世代人材投資資金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県又は町の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれるものについては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については、岩美町農業再生協議会、技術や経営ノウハウについての習得については、農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業改良普及所、農業協同組合、岩美町認定農業者協議会や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、岩美町振興公社、農地中間管理機構など、各組織が役割分担しながら各種取組を進める。

7. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本町は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア. 本町は、農業近代化施設等の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ. 本町は、地域農業の活性化対策の推進によって農村地域の活性化を図り、農村地域の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ．本町は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に、地域の土地利用の見直しを通じて、農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ．本町は、公共下水道整備事業及び集落排水事業の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

オ．本町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

カ．本町は、農地中間管理事業及び特例事業を促進するため、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構に対し、人・農地チーム会議その他の機会を捉えて情報提供、事業の促進に資するよう活動する者とする。

また、鳥取県全域を区域として農地中間管理事業及び特例事業を行う公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構との連携の下に普及啓発活動等を行うことによって、同機構が行う事業の実施の促進を図る。また、農業委員及び農地利用最適化推進委員並びに岩美町の農地中間管理事業推進員は、地域農業の担い手及び遊休農地を含む農用地の所有者等の意向の把握及び利用調整に努め、事業の促進に資するような活動をするものとする。

（２）推進体制等

① 事業推進体制等

本町は、農業委員会、農業改良普及所、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地中間管理機構、岩美町振興公社、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後１０年にわたり、第１、第３で掲げた目標や第２の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構及び岩美町振興公社は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、岩美町農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本町は、このような協力の推進に配慮する。

第５ その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成２６年９月３０日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和 ３年３月２５日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和 ５年９月２９日から施行する。

別紙1 (第5の2の(1)⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）附則第3条の規定により従前の例によるとされる地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

(2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合をのぞく。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を活用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

(3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができると認められること